

令和5年9月13日

令和5年第10回玉川村農業委員会会議録

玉川村農業委員会

令和5年9月13日玉川村就業改善センター農研室に於いて第7回玉川村農業委員会を開催した。

◎ 出席委員（議席）

(14名)	1番 塩田 茂	8番 有賀 昇
	2番 円谷 兼一	9番 鈴木 正志
	3番 曲山 幸男	10番 吉村 明美
	4番 白旗 正彦	11番 仁井田 健
	5番 首藤 憲治	12番 鈴木 正浩
	6番 佐久間正美	13番 高林きくみ
	7番 我妻 利夫	14番 車田 覚藏

◎ 欠席委員 なし

◎ 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 塩田 敦 主事 曲山 駿

◎ 本日午後1時30分、鈴木職務代理が開会を宣言した。

◎ 玉川村農業委員会憲章の斉唱。

◎ 会長あいさつ。

◎ 本日会長より提案した議案、別紙のとおり。

◎ 慣例により会長が議長となり、議事録署名人について次の2名を指名した
議席番号3番 曲山 幸男 議席番号4番 白旗 正彦

◎ 議長 それでは議事に入ります。議案第29号現況証明についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(朗読・説明)

◎ 議長 次に議案第29号番号10から番号21の調査員白旗委員から、一括して調査報告をお願いいたします。

◎ 4番委員 議案第29号番号10から番号21について、一括して調査報告させて頂きます。
(白旗 正彦)

9月9日、車田会長、首藤委員、鈴木推進委員、溝井推進委員、事務局2名とともに現地確認をいたしました。

現地確認後、申請人全員より話を伺ったところ、議案の利用状況にあるとおり、それぞれ長年耕作放棄しており、復元が難しいとのことで今回の申請に至ったとのこと。

今回は福島県現況確認証明書等交付事務取扱要領の第3-2-(1)-アの「その土地が農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地」に該当するかどうか判断しました。

申請番号10番、12番、16番、17番、18番、19番、20番については、上記の取扱要領の第3-2-(1)-アに該当すると思われます。

しかし、11番、13番、14番、15番、21番については、上記の取扱要領の第3-2-(1)-アに該当しないと思われます。

以上で調査報告を終わりますが、皆様の慎重審議をお願いいたします。

◎ 議長 ただいま調査員の白旗委員から調査報告がございましたが、ご意見やご質問等がある方はお願いいたします。

- ◎ 11 番委員 今回の議案で、たくさんの現況確認証明書が来ているが、場所によって固まっているので、何か申請が出た理由や背景があるのか。
- ◎ 事務局長 現況確認証明につきましては、あくまでも申請は議案書に記載のある方々だが、申請や受領等に関して委任を受けているのが、株式会社■■■である。その委任を受けている会社は、太陽光発電設備を設置している。そのため、今回の申請が可決となった後に太陽光発電設備を設置される可能性があるが、申請上はそのような内容の記載はない。
あくまでも太陽光設備が設置される可能性があるかと推測できると事務局で捉えている。
- ◎ 11 番委員 私は、農業委員 2 期目になるが、これほどの現況確認証明書が議案として出てきたのは初めての事案で、裏に何かあるのかと思い質問した。
それで、事務局からあったように設置される可能性があるなら考えなくってはならないと考える。
- ◎ 事務局長 あくまでも今回の手続きに関しては、正式な交付要領に基づいているため、現地を確認して農地として復元できるのか、否かを判断するのが現況証明であるため、その先の事に関しては今現在規制等する手立てがない。
- ◎ 議長 その他ありませんか。

(なしの声あり)
- ◎ 議長 ご意見ご質問なしと認め、お諮りいたします。議案第 29 号 10、12、16、17、18、19、20 を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕
- ◎ 議長 異議なしと認め、議案第 29 号 番号 12 番、16 番、17 番、18 番、19 番、20 番は原案のとおり可決されました。
次に議案第 29 号 番号 11 番、13 番、14 番、15 番、21 番を非農地とすることを否決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕
- ◎ 議長 異議なしと認め、議案第 29 号 番号 11 番、13、14、15、21 は否決とされました。
次に議案第 29 号 番号 22 から番号 28 の調査員首藤憲治委員から、一括して調査報告をお願いいたします。

(朗読・説明)

- ◎ 5 番委員 議案第29号番号22から番号28について、一括して調査報告させていただきます。
- 9月11日、車田会長、首藤委員、鈴木推進委員、溝井推進委員、事務局2名とともに現地確認をいたしました。
- 現地確認後、申請人全員より話を伺ったところ、議案の利用状況にあるとおり、それぞれ長年耕作放棄しており、復元が難しいとのことで今回の申請に至ったとのこと。
- 今回は福島県現況確認証明書等交付事務取扱要領の第3-2-(1)-アの「その土地が農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地」に該当するかどうか判断しました。
- 申請番号22番、23番、24番、25番、27番、28番、については、上記の取扱要領の第3-2-(1)-アに該当すると思われます。
- しかし、26番については、上記の取扱要領の第3-2-(1)-アに該当しないと思われます。
- 以上で調査報告を終わりますが、皆様の慎重審議をお願いいたします。

- ◎ 議 長 ただいま調査員の首藤委員から調査報告がございましたが、ご意見やご質問等がある方はお願いいたします。

(なしの声あり)

- ◎ 議 長 それではご意見ご質問なしと認め、お諮りいたします。議案第29号番号22、23、24、25、27、28、を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◎ 議 長 異議なしと認め、議案第23号番号22、23、24、25、27、28については、原案どおり可決されました。
- 続きまして、議案第29号番号26を非農地とすることを否決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◎ 議 長 異議なしと認め、議案第29号番号26は否決とされました。

次に議案第29号番号29の調査員の有賀昇委員から調査報告をお願いいたします。

- ◎ 8 番委員 議案第29号番号29について、調査報告させていただきます。
- 9月11日、塩澤金男推進委員・事務局とともに現地確認をいたしました。今回判断するのは、申請番号9で、場所は議案書を参照して頂きたいと思います。
- 現地確認後、申請人に話を伺ったところ、議案の利用状況にあるとお

り、長年耕作放棄しており、復元が難しいとのことで今回の申請に至ったとのこと。

今回は福島県現況確認証明書等交付事務取扱要領の第3-2-(1)-アの「その土地が農地に復元するための物理的な条件整備が著(いちじる)しく困難な土地」に該当するかどうか判断しました。

当該地については農地の区画全てに草が生えた程度で、復元可能と思われますので上記の取扱要領の第3-2-(1)-アに該当しないと思われます。

以上で調査報告を終わりますが、皆様の慎重審議をお願いいたします。

◎ 議 長 ただいま調査員の有賀委員から調査報告がございましたが、ご意見やご質問等がある方はお願いいたします。

(なしの声あり)

◎ 議 長 それではご意見ご質問なしと認め、お諮りいたします。議案第29号番号29を非農地とすることを否決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎ 議 長 異議なしと認め、議案第29号番号29については、否決されました。

本日の議事は以上でございます。次に番号6のその他に入ります。

(事務局より「その他」の事項についての説明を行う。)

6 その他

1 次回総会日程(案)

□ 日 時 令和5年10月15日(水)午後1時30分

□ 場 所 玉川村就業改善センター 1階 産就室

7 閉 会 鈴木職務代理者

◎ 午後2時45分総会終了